

岐阜県社会保障推進協議会 規約

(総則)

第1条 この会は、岐阜県社会保障推進協議会（略称：県社保協）といい、事務所を岐阜県内に置きます。

第2条 この会は、会の目的に賛同する団体・地域社保協・個人で構成します。正式加盟に至らない団体は、幹事会の承認によりオブザーバーとして参加することが出来るものとなります。

第3条 この会は、中央社会保障推進協議会（中央社保協）に加盟し、各県の社保協および社会保障拡充にとりくむ団体、地域社保協、個人と協力・共同して運動を進めます。

(目的)

第4条 この会は、日本および岐阜県の社会保障の拡充のための諸活動を推進します。

第5条 前条の目的達成のため、次の活動を行います。

- (1) 加盟団体・個人の運動交流を行います。
- (2) 学習、調査、研究活動を行います。
- (3) 共通の目的を持つ他の団体との関係、協力・共同の活動を行います。
- (4) 中央社保協が提起する運動を検討、具体化します。
- (5) 県社保協の組織拡大のための活動を推進します。
- (6) 県内の地域社保協結成を援助し、情報共有と学習活動を協同して取り組みます。
- (7) 目的達成に必要な活動を行います。

(運営)

第6条 この会に、次の機関を置くことが出来ます。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 加盟団体代表者会議（追加）

第7条 各機関の構成、役割・運営は、次の通りとします。

- (1) 総会は、この会の最高決議機関で、加盟団体・地域社保協構成員と個人会員、および役員で構成します。
- (2) 総会は、年1回幹事会が招集し、活動報告・方針、予算・決算、役員を選出等を行います。また、幹事会が認めた時は、臨時に開催することが出来ます。
- (3) 幹事会は、総会にて選出された団体・地域社保協および個人で構成します。
- (4) 幹事会は、必要の都度、会長が召集し、執行機関として日常執行にあたり、そのために必要な事項を協議します。
- (5) 幹事会は、必要に応じ、専門部会を設けます。
- (6) 幹事会のもとに事務局を置き、日常業務を行います。
- (7) 各加盟団体による、加盟団体代表者会議を設けます。加盟団体代表者会議は総会と総会との間の決定機関とします。開催を通じて、県社保協の各種とりくみ報告、意見交換、意思統一などを実施します。召集は幹事会とします。

第8条 この会の運営は、原則として満場一致とします。会の円滑な運営を行うため、規約の範囲内に限り、幹事会の承認のもとで、内規を設けることが出来ます。

第9条 この会に以下の役員を置き、次の役割を担います。役員の任期は1年とし、総会で選出します。ただし、再選を妨げません。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 会長 1名 | 会を代表します。 |
| (2) 副会長 若干名 | 会長を補佐します。 |
| (3) 事務局長 1名 | 事務局を統括し、日常活動に責任を負います。 |
| (4) 事務局次長 若干名 | 事務局長を補佐します。 |
| (5) 幹事会 | 総会で選出された団体・地域社保協および個人で構成します。 |
| (6) 会計監査 | 会計を監査し、その結果を総会に報告します。 |

(財政)

第10条 この会の財政は、会費、寄付金、その他でまかないます。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とします。

第11条 会費は、以下の通りとします。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 団体 年額 一口 | 5,000円 |
| (2) 個人 年額 一口 | 1,000円 |
| (3) 地域社保協 一口 | 2,000円 |

(付則)

- * この規約の改廃は、総会で行います。
- * この規約は、1998年3月21日から実施します。
- * 一部変更 2010年7月25日（第11回定期総会）
- * 一部変更 2014年7月6日（第15回定期総会）